

3. 赤ちゃんが生まれたら

出生届

問い合わせ先：市民課 ☎048-736-1111／庄和総合支所 市民窓口担当 ☎048-746-1111

医師等が記載した「出生証明書」の左側にある「出生届」に記入し、下記のとおり届出をしてください。

- 届出地：本籍地、届出人の住所地または所在地、出生地のいずれかの市区町村
- 届出人：父または母（父母が婚姻していない場合は母）
- 届出期間：生まれた日を含めて14日以内
- 必要なもの：出生届書、母子健康手帳

※その他添付資料が必要となる場合があります。

出産育児一時金

国民健康保険課 ☎048-796-8645／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

春日部市国民健康保険に加入している方が出産した場合、申請により世帯主に出産育児一時金が支給されます。

なお、直接支払制度をご利用の方は、申請手続きは不要です。ただし、出産費用が一定の支給額に満たない場合の差額の支給には、申請が必要です。

- 対象：令和5年3月31日以前の出産など 420,000円
（産科医療補償制度未加入者については、408,000円）
令和5年4月1日以降の出産など 500,000円
（産科医療補償制度未加入者については、488,000円）
- 支給条件：①国民健康保険被保険者の出産で、国民健康保険以外の健康保険等からの給付がない方
②妊娠85日以後（12週目以後）の死産・流産の場合

